

令和5年 4月 11日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について
【令和6年度～令和11年度における制度見直し】

平素は、本会事業に格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添の通り、日本医師会から通知がありました。

今般、第4期特定健康診査等実施計画期間(令和6年度～令和11年度)に向けて、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4版)」及び「標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版)」を取りまとめ、公表した旨、厚生労働省より別添の通知がありましたのでご連絡申し上げます。

第4期からは、情報通信技術を活用した特定保健指導を実施する際の留意事項についても、この手引き及びプログラムに含めることとし、内容も更新されております。また、これに伴い、「情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について」及び「特定保健指導における情報通信技術を活用した指導の実施の手引き(最終改正令和3年2月1日)」は、令和6年3月31日をもって廃止されます。ただし、本通知の適用前に実施された特定健康診査の結果に基づく特定保健指導については、なお従前の例によることとするものであります。

本件につきまして、貴会におかれましてもご了知いただき、会員医療機関へご周知賜りますようお願い申し上げます。

【厚生労働省ホームページ】

- ・ 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4版)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/handbook_31132.html
- ・ 標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194155_00004.html

事務局：大阪府医師会地域医療1課 (TEL 06-6763-7012・FAX 06-6766-2875)